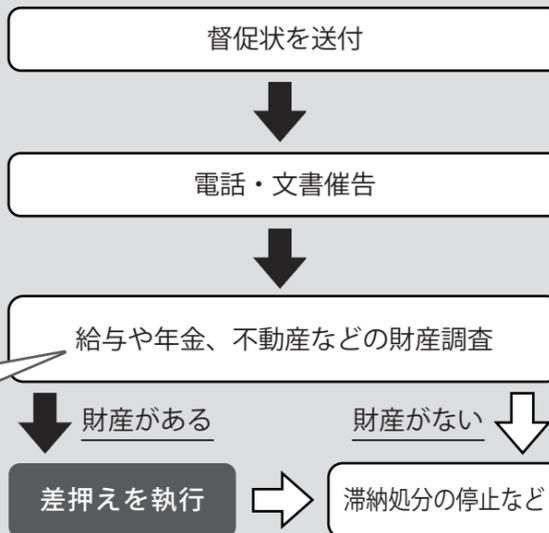


滞納者への対処について

▼市では納期限までに納付がない場合、電話や文書による催告を行い、滞納者へ早期の納付を促しています。それでも納付または相談がない場合には財産調査を行い、財産の有無を確認した上で滞納処分を執行します。

- ①滞納者の勤務先で給与や年金の支給状況などについて調査
- ②収入先や取引状況などの調査
- ③不動産の所有や抵当権の設定、負債額などの調査
- ④自宅などを検索し、生活必需品以外の動産（貴金属や宝飾品など）の所有状況を調査
- ⑤滞納者の生活状況などについて家族や親族、近隣住民へ聞き取り調査

【「滞納者への対処」の一例】



水道料金などを滞納した場合

市では滞納している状態が改善されない場合、「市税」「公課」「公課以外」「企業会計」のいずれにかかわらず、滞納者への対処を実施します。主な対処例は右記のとおりです。

【主な対処例】

- ◎上・下水道料金 → 給水停止
- ◎住宅使用料 → 財産差押えまたは住宅明渡し(強制執行)
- ◎医業収益 → 財産差押え

納付相談はお早めに

▼病気や失業などのやむを得ない事情で納付が困難な場合は、お早めに各担当課へご相談ください。

なお、各担当課は、右記の表でご確認ください。また、市ホームページ (<http://www.e-rumoi.jp/>) でもご覧いただけます。

皆さんが納めている税金などは、快適に暮らすために必要な行政サービスの貴重な財源となっています。納期限をしっかりと守り、忘れずに納めましょう。

●主な相談窓口

対象税目など	担当課（電話番号）
市 税	市・税務課（42-1804）
保育実施費負担金	市・教育委員会 子育て支援課（42-1808）
学童保育実施費負担金	
上・下水道料金	市・上下水道課（42-5151）
下水道事業受益者負担金	市・上下水道課（42-2049）
介護保険料	市・介護支援課 （はーとふる内・49-6070）
後期高齢者医療保険料	市・市民課（42-1805）
住宅使用料	市・建築住宅課（56-5001）
土地貸付料	市・財務課（42-1813）
医療費	市立病院・医事課（49-1011）

特集



不納欠損を発生させないために

市では、行政サービスの財源確保と不納欠損の圧縮を図るため、徴収体制の強化や滞納者への対処などに取り組んでいます。

問 市・税務課 ☎ 42-1804

不納欠損とは

▼不納欠損とは、未納となっている市の債権（市税や公課など）のうち、徴収の見通しが立たないなどの理由で未収金から除くことを言います。

平成 28 年度の不納欠損状況

●市税（市民税や国民健康保険税など）				●公課（下水道料金や介護保険料など）			
区 分	件数（件）	金額（円）		区 分	件数（件）	金額（円）	
無財産・無資力	122	10,729,833		無財産・無資力	19	557,916	
生活困窮	128	6,973,310		生活困窮	135	4,749,374	
居所・財産不明	3	109,900		居所・財産不明	30	369,402	
その他	67	5,894,879		その他	164	4,927,920	
合 計	320	23,707,922		合 計	348	10,604,612	

●公課以外（住宅使用料と土地貸付料）				●企業会計（水道料金と医業収益）			
区 分	件数（件）	金額（円）		区 分	件数（件）	金額（円）	
無財産・無資力	8	3,931,142		生活困窮	25	568,745	
生活困窮	0	0		破産等による免責	6	871,651	
居所・財産不明	0	0		居所・財産不明	7	631,628	
その他	0	0		その他	96	5,070,514	
合 計	8	3,931,142		合 計	134	7,142,538	

【無財産・無資力】滞納処分できる財産がない状態

【生活困窮】日常生活に必要な最低限の財産しかない状態

【破産等による免責】破産などで財産を全て失っている状態

【居所・財産不明】住所や勤務先、財産などが不明である状態

【その他】住んでいる場所は判明しているものの、生活実態や財産が不明である状態のほか、相続放棄されている状態

平成 28 年度の不納欠損状況では、「無財産・無資力」と「生活困窮」が発生理由の大半を占めています。市では、今後も滞納者の実態を踏まえ、適正な収納管理に努めます。